

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十四年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年八月二十八日奈良県指令高土第二四―一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年十月十七日高土第七九三号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大中東町二九五番一、二九五番四の一部及び二九五番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市有井三五四番地

名倉八重子